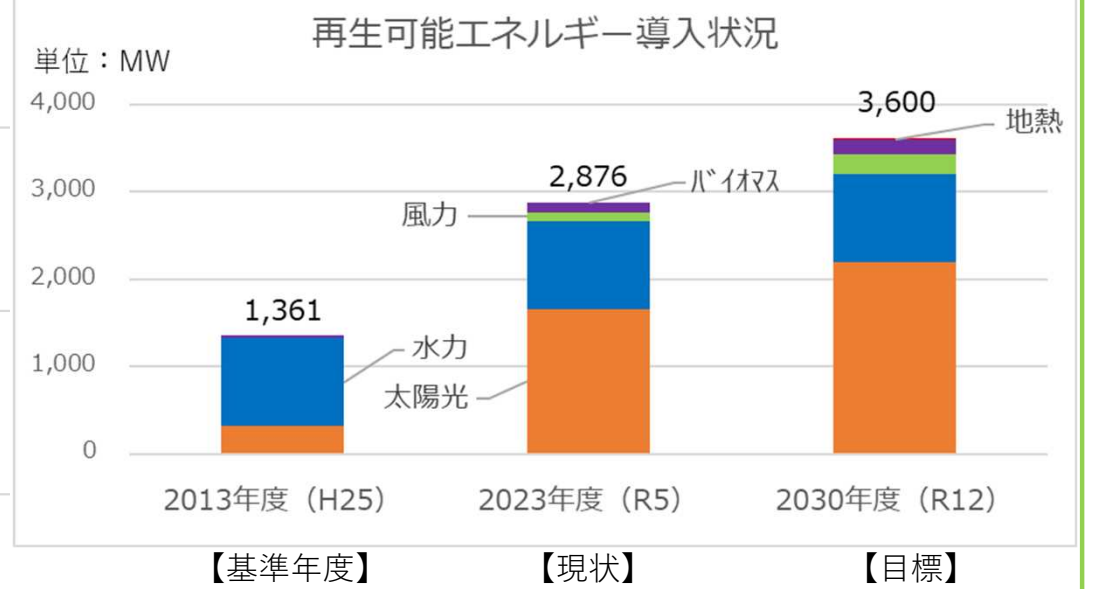
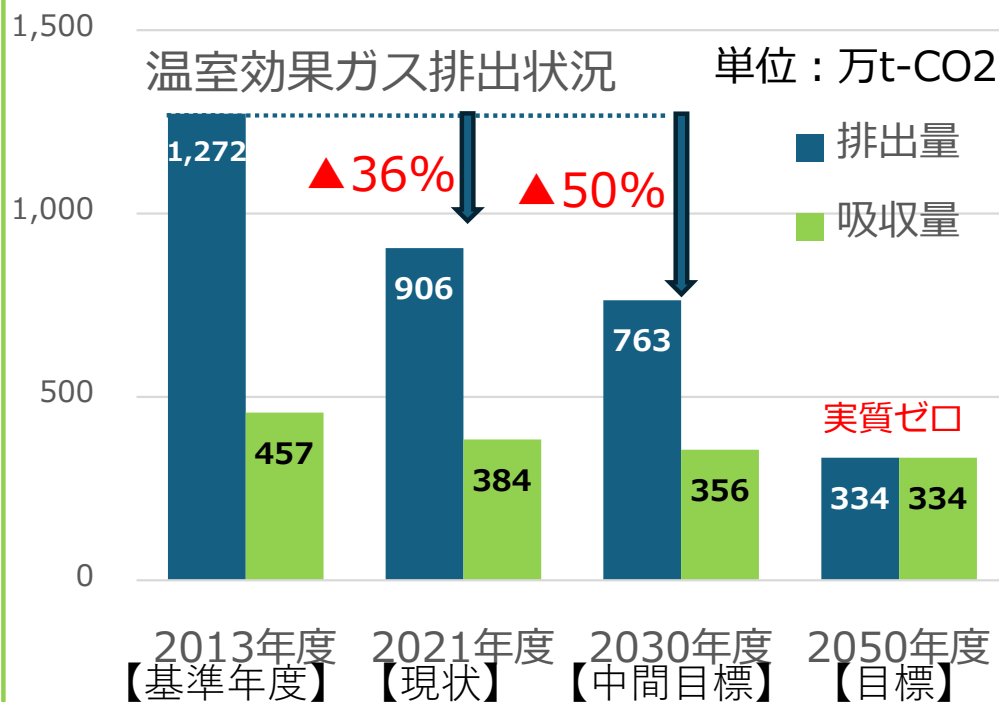


宮崎県における再生可能エネルギーの現状

参考資料 4

第四次宮崎県環境基本計画（R5.3一部改定）



再エネ導入拡大に向けた取組

○自家消費型太陽光発電設備への導入拡大

- 令和4～6年度は、住宅や事業所における屋根置き型の太陽光発電設備の導入を支援し、再エネ由来電力の自家消費を拡大
- 今後の太陽光発電設備の導入目標の達成に当たっても、屋根置き型を中心に設置を促進

○地域と共生した再エネの導入促進

- 地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が再エネを活用した事業の「促進区域」を設定する制度が令和4年に創設された。※別添資料参照
- 市町村が円滑に促進区域を設定できるよう、昨年度県において「促進区域設定に関する環境配慮基準」を策定。
- 今後、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネを推進。

別添資料

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の概要



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

